

一宗課金の免除申請をするには

寺院または教師が、災害その他特別の理由により、一宗課金の負担に耐えないときは、宗務総長にその免除を申請することができます。

注意事項

- (1) 納期の猶予
- (2) 一部または、全部の免除

添付書類

- (1) 免除理由書
- (2) 教区長意見書

免除期間

最長3年間で、期間は免除となる理由によって異なりますので、ご注意ください。

様式番号	78	申請書名	一宗課金免除申請書
------	----	------	-----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105